

＜地方消費税交付金(社会保障財源分)の使途状況＞

社会保障・税一体改革の一環として、少子高齢化により増加が見込まれる社会保障経費の財源確保を目的とし、平成26年度より消費税率が5%から8パーセントに引上げられました。
この増収分は、全て社会保障施策の経費の財源として活用することとなっております。

平成30年度決算 地方消費税交付金(社会保障分)	
実績	1,032,017千円

＜社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費＞(単位:千円)

項目	款	内容	決算額	一般財源	
				引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の 市町村交付金)	その他
社会福祉	民生費	社会福祉事業	3,180,332	159,045	719,119
		児童福祉事業	6,563,426	355,841	1,608,925
		生活保護事業	2,450,086	108,041	488,503
		老人福祉事業	106,627	17,395	78,649
	小計		12,300,471	640,321	2,895,197
社会保険	民生費	国民健康保険事業	858,137	79,518	359,537
		後期高齢者医療保険事業	1,461,001	226,434	1,023,816
	小計		2,319,138	305,952	1,383,353
保健衛生	衛生費	保健衛生事業	13,532	972	4,397
		予防事業	361,508	65,473	296,035
		医療体制充実事業	106,558	19,299	87,259
	小計		481,598	85,744	387,691
合計			15,101,207	1,032,017	4,666,241

※地方消費税交付金(社会保障分)は、各事業の一般財源部分に充当します。